

意見公募結果

	主な意見	見解
1	<p>・ 3 (1) イ (C)</p> <p>市民からの相談について「大阪の住まい活性化フォーラム」を案内することになっていますが、どんなことを相談できるのでしょうか。</p>	<p>「大阪の住まい活性化フォーラム」は、中古住宅流通・リフォーム市場の活性化を図り、もって府民の住生活の向上と大阪の地域力や安全性の向上に資することを目的として、中古住宅流通やリフォーム・リノベーションに関わる民間団体・事業者、公的団体により設立されています。</p> <p>平成 26 年度に「空き家相談窓口」が設置され、空家の権利関係や維持管理、利活用から除却の相談等、相談内容に応じて各団体が専門とする内容の相談に対応しています。</p> <p>詳しい内容につきましてはホームページ (http://osaka-sumai-refo.com/) をご覧ください。</p>
2	<p>3 (2) ア (d)</p> <p>「特定空家等」の判断基準について、保安上危険な建築物以外の衛生上有害、景観阻害、生活環境上不適切な空家は具体的ではありません。どのような基準で判断されるのでしょうか。</p>	<p>「特定空家等」の判断基準については、別表第 4 (10 ページ) の国のガイドラインで示された「特定空家等」の判断の参考となる基準に該当するものを「特定空家等」とします。</p> <p>「保安上危険」については、これまでの老朽危険家屋対策で利用してきた判定表 (別表第 5) を活用しますが、「衛生上有害」「景観阻害」「生活環境上不適切」については、今後、具体事案に合わせて各区役所と関係局が対策チームを組織し取り組んでいきます。その中で判断が困難な事案については、空家法第 7 条に基づく協議会「大阪市空家等対策協議会」に設ける特定空家等に関する事項等を協議する「専門部会」に諮り、有識者等の意見もいただきながら、判断の妥当性や統一性を確保したいと考えています。</p>

English

한국어

中文

Español

Portugués

携帯版サイト



サイトの使い方

サイトマップ

読上げ・ふりがな

お問合せ

文字サイズ

大

中

小

サイト内検索

検索

検索ヘルプ

総合

市民の方へ

事業者の方へ

イベント・観光

市政

組織一覧

[大阪市総合トップ](#)

[報道発表資料一覧](#)

[都市計画局報道発表資料\(2015年12月\)](#)

【報道発表資料】「大阪市特定空家等に対する措置等に関する方針」に係る意見公募を実施します

報道発表資料 「大阪市特定空家等に対する措置等に関する方針」に係る意見公募を実施します

[2015年12月24日]

問い合わせ先: 都市計画局建築指導部監察課(06-6208-9310)

平成27年12月24日 14時発表

大阪市は、平成27年12月25日(金曜日)から平成28年1月25日(月曜日)まで、「大阪市特定空家等に対する措置等に関する方針」について、市民の皆様からのご意見を募集します。

本市においては、これまで、老朽危険家屋について、区役所、関係局が連携して取り組み、建築基準法に基づいて、安全性の確保を目的に是正指導を実施してきました。

この度、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行を受け、特定空家等(保安上危険、衛生上有害、景観阻害、その他周辺の生活環境に不適切な空家をいう。)の対策を遅滞なく推進することを目的として、空家等対策計画の策定に先立ち、特定空家等の判断基準や空家の所有者への指導等の方針を定める「大阪市特定空家等に対する措置等に関する方針」を策定することとしました。

本方針の策定に際しては、平成27年9月から11月にかけて[大阪市空家等対策有識者会議](#)を開催し、有識者の方々のご意見を参考にしながら、本市の区役所、関係部局が連携して方針案をとりまとめました。

本方針の基本的な考え方は次のとおりです。(詳細は、「1「大阪市特定空家等に対する措置等の方針」について」をご覧ください。)

- 空家はあくまで所有者等に管理責任があることから、所有者等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼす特定空家等を生み出さないこと、また、特定空家等の状態にあるものについては、所有者等が自発的に改善を行うことを本市の特定空家等対策の基本とする。
- 所有者等の維持管理義務に関する意識の向上、特定空家等の状況把握、所有者等への働きかけなどを市民と行政が協働で取り組んでいく。
- 地域・住民に近い区役所が拠点となって市民への広報を行うとともに、区役所に相談窓口を設置し、市民からの情報収集や所有者等への必要な情報提供を行う。
- 個々の特定空家等に対しては、空家法を効果的に活用して、所有者の特定に重点的に取り組み、情報提供、助言、勧告と段階的に指導を強化し、自主的な改善を促す。それでも改善がみられず、特に必要であると認められるときには処分(命令、行政代執行)による是正措置を行う。

つきましては、規則等を定める際の意見公募手続等に関する指針に基づき、次のとおり意見公募を実施しますので、市民の皆様のご意見をお寄せください。

1「大阪市特定空家等に対する措置等の方針」について

「大阪市特定空家等に対する措置等に関する方針」について

 [意見公募の実施について \(d 177 13 \)](#)

 [「大阪市特定空家等に対する措置等に関する方針」の概要について \(d 076 \)](#)

 [「大阪市特定空家等に対する措置等に関する方針」について \(d 976 \)](#)

 ファイルの閲覧には [do e eader](#) が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[do e 社のサイトから do e eaderをダウンロード\(無償\)してください。](#)

2意見公募期間

平成27年12月25日(金曜日)から平成28年1月25日(月曜日)

3閲覧・配布場所

- 都市計画局建築指導部監察課([大阪市役所3階北側](#))
- 市民情報プラザ([大阪市役所1階南側](#))
- [大阪市ホームページ\(都市計画局 規則・審査基準・行政指導指針等で意見を受け付けている案件一覧\)](#)

4ご意見の応募方法

次のいずれかの方法によりご応募ください。

なお、いずれの方法も平成28年1月25日(月曜日)必着でお願いいたします。

- 送付の場合

〒530 8201 [大阪市北区中之島1丁目3番20号](#)

大阪市都市計画局建築指導部監察課あて

- ファックスの場合

ファックス番号:06 6202 6960

大阪市都市計画局建築指導部監察課あて

- 電子メールの場合

tokuteiakiya_ike_city.osaka.lg.jp

- 持参の場合

[大阪市北区中之島1丁目3番20号](#) 大阪市役所3階北側

大阪市都市計画局建築指導部監察課

※大阪市営地下鉄・京阪電車「淀屋橋」駅下車 徒歩3分

※日曜日、土曜日、祝日、12月29日から31日までを除く9時から12時15分まで、13時から17時30分まで。）

注意事項

- ・ 本案件(大阪市特定空家等に対する措置等に関する方針について)に関する意見であることを明記してください。(「ご意見記入用紙」を掲載しておりますので、ご利用下さい。)
- ・ いずれの場合でも、平成28年1月25日(月曜日)必着でお願いします。
- ・ 窓口提出先の受付は、日曜日、土曜日、祝日、12月29日から31日までを除く9時から12時15分まで、13時から17時30分までです。
- ・ 電話や窓口での口頭による意見の受付はいたしません。
- ・ 提出いただいたご意見に対して個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 提出いただいたご意見に対しては[大阪市ホームページ\(規則・審査基準・行政指導指針等で意見公募した結果の公表一覧\)](#)等で一括して公表し、回答いたします。また、ご意見の公表の際には、内容の要約及び集約又は一部表現を改めさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

意見記入用紙

 [意見記入用紙 \(d 10 7 \)](#)

 ファイルの閲覧には [do e eader](#) が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[do e 社のサイトから do e eader をダウンロード\(無償\)してください。](#)

6個人情報の取扱いについて

- ・ 提出いただいたご意見の中で、住所、氏名、個人又は法人等の権利・利益を害するおそれのある情報等公表することが不適切な情報(大阪市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報)については公表いたしません。
- ・ 個人情報の取扱いには十分注意し、個人等が特定できるような内容は掲載いたしません。
- ・ 住所、氏名、電子メールアドレス等につきましては、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、提出いただいたご意見の内容を確認するという目的以外には利用・提供いたしません。

[\[ページの先頭へ戻る\]](#)

[サイトの使い方](#) | [サイトの考え方](#) | [個人情報の取り扱い](#) | [著作権・免責](#) | [地図](#) | [ホームページ管理者](#) | [市やホームページへのご意見](#)

大阪市役所(本庁) 〒530 8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話: 06 6208 8181(代表) [地図・庁舎案内](#)

開庁時間: 月曜日から金曜日の9時00分から17時30分まで(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までは除く)

r () r r r d